

7. 事業者、消費者のニーズ

事業者等の課題・ニーズ

- ① 現行の個人情報保護法における個人情報の定義の明確化、保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化、パーソナルデータの種類に応じた事業者の義務・取扱いルール of 明確化
- ② 本人からの同意取得に関するルールの明確化（カメラによる顔画像の取得など個別に同意を取得することが困難な場合の扱い、入手後の利用目的変更時の再同意取得に係る負担の低減 など）
- ③ 医療等情報の定義、取扱いルールの明確化
- ④ 事業者が過度な負担を負うことなく、EUから従業員や顧客のパーソナルデータを日本国内への移転を可能とする制度整備
- ⑤ 第三者機関の設立と主務大臣との権限整理（多重行政の回避）
- ⑥ 自由なパーソナルデータの流通・利用の実現と、事業者の義務・負担の在り方の明確化

消費者の意識（※）

- ① ビッグデータにおける個人の生活情報の利活用について、4割弱が「期待と不安が同じくらい」、1割強が「不安が期待より大きい」、3割弱が「不安が期待よりやや大きい」と感じている。
- ② 自身が受けるサービス以外での利活用に対する抵抗感は情報種類別に異なる（例えば、「自身の画像」については9割弱と高い一方、「食品・衣料品など日常の購買履歴」については4割強となっている）。
- ③ 自身の生活情報の提供に対する抵抗感は、8割強が「情報を社内で活用する際、個人を特定できないような加工技術を用いる」場合に、また、8割弱が「情報を提携先に提供する際、個人を特定できないよう事前に加工処理を行う」場合に、それぞれ軽減する傾向がある。
- ④ 診療情報（患者のパーソナルデータ等）を活用して医療サービスの進展に活用することについては、8割弱が許容できる・条件によっては許容できるとしている。
- ⑤ 6割前後が、自分の情報の削除ができることや、企業などが情報の利用範囲を明示することなどを重要視している。
- ⑥ プライバシー保護のためには、7割強が個人情報の適切な取扱いを判断できる窓口（公的機関及び事業者）の設置、6割強が個人情報の保護に関する普及啓発活動や世界規模でプライバシールールの整合性を図ること、などを必要としている。

8. 大綱に向けたパーソナルデータに関する検討会の検討状況

○第6回会合：3月27日

- ・大綱に向けた議論の進め方
- ・第三者機関の体制整備

○第7回会合：4月16日、第8回会合：4月24日

- ・「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務
- ・開示等の在り方
- ・域外適用・越境執行協力・国外移転制限等

○第9回会合：5月20日

- ・データ活用団体からのヒアリング等（新経済連盟、MCF、AICJ、JIAA、規制改革会議）
- ・技術検討WGからの中間報告、
- ・個人情報の保護と利活用のバランスに係る考え方～医療分野の個人情報を例に～
- ・民間による個人情報保護の取組み
- ・紛争解決方法・罰則等の在り方

○第10回会合：5月30日

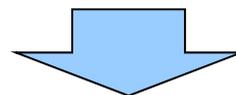
- ・技術検討WGからの報告
- ・第三者提供におけるオプトアウトの適正な執行
- ・パーソナルデータの利活用に関する制度改正の基本的な考え方
- ・これまでの議論を踏まえた論点整理

○第11回会合：6月9日

- ・大綱（事務局案）提示

○第12回会合：6月19日

- ・大綱（検討会案）決定



- 6月 大綱案の各省協議
- IT総合戦略本部における大綱決定
- 7月 大綱のパブリックコメント

9. パーソナルデータの利活用に関する制度改正について

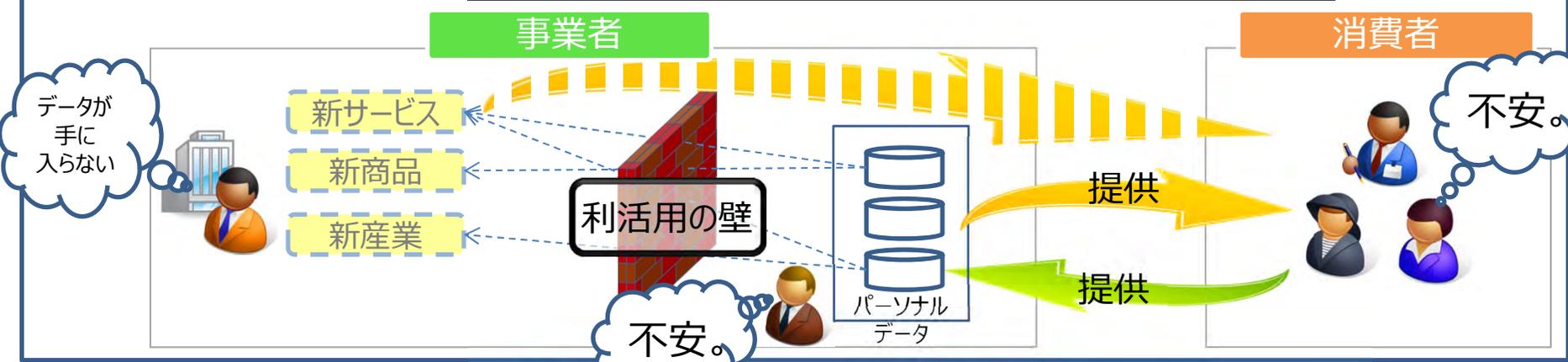
基本的考え方

- 情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を懸念して、**利活用に躊躇するという「利活用の壁」**が出現しており、これまで、**パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い**。
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げており、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の**「利活用の壁」**を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、**新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行う**ことが求められている。
- これが今回の制度改正の主な目的・理由であり、制度改正により実現する新たな枠組み・ルールのポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを**本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する**。
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに**機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする**。
 - ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、**独立した第三者機関の体制を整備する**。
- なお、制度改正に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、**国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とする**ことを目指す。

9. パーソナルデータの利活用に関する制度改正について

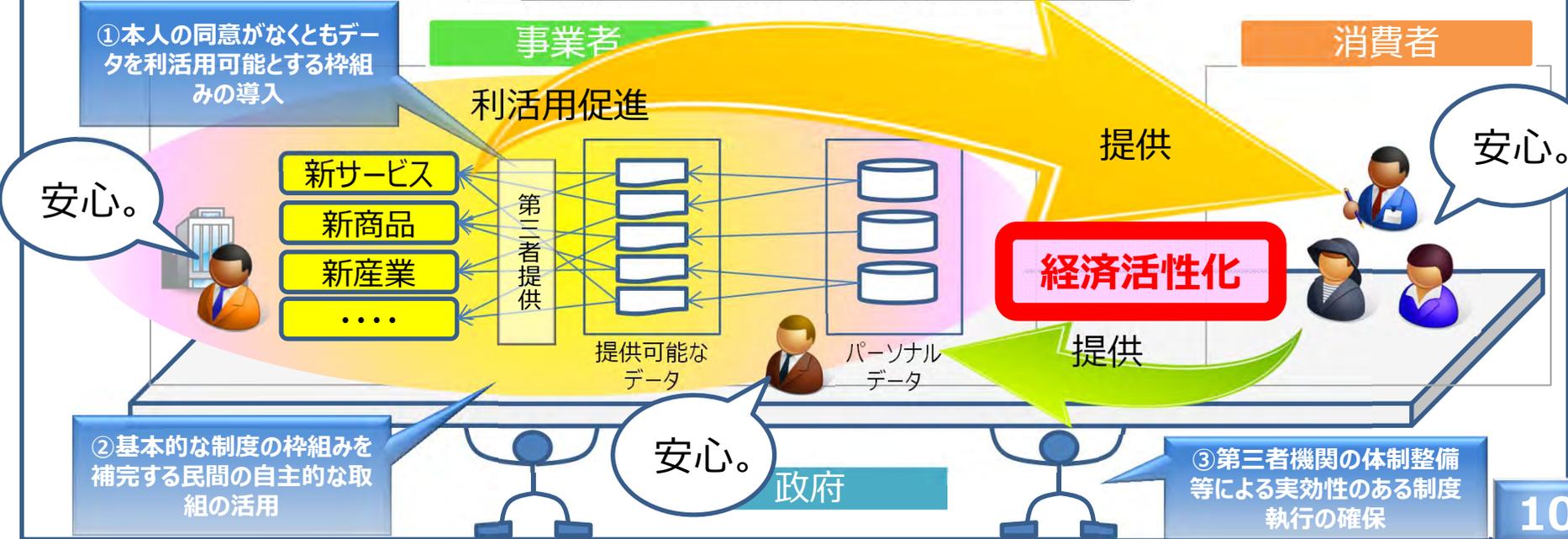
現状

「利活用の壁」によりパーソナルデータの利活用が十分に行われていない



制度改正の方向性

新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上



9. パーソナルデータの利活用に関する制度改正について

基本的な枠組み

①本人の同意がなくともデータを利活用可能とする枠組みの導入

- ・法律上原則として本人の同意が求められる第三者提供等を、本人の同意がなくとも可能にする枠組みとして、「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いを規定。
- ・医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進。

②基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

- ・事業者が利活用に躊躇しないよう、「個人情報」の範囲を明確化し、本人の権利利益の侵害が生じることのないようその取扱いを規定。
- ・技術の進展に迅速に対応することができる制度の枠組みとする。
- ・パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考えを活かし、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設。
- ・民間団体が、業界の特性に応じた具体的な運用ルール（例：個人の特定性を低減したデータへの加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール（例：情報分析によって生じる可能性のある被害への対応策）を策定し、その認定等実効性の確保に第三者機関が関与する枠組みを構築。

③第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保

- ・法定事項や民間における自主的な取組について実効性ある執行を行うため、国際的な整合性も確保しつつ、第三者機関の体制を整備。
- ・第三者機関については、特定個人情報保護委員会を改組し、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置。
- ・第三者機関は、現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定等及びパーソナルデータの越境移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施。
- ・事業者が法令違反に当たる行為をした場合等の手段として、現行の開示等の求めについて、請求権に関する規律を定める。